

## 川越市新型インフルエンザ等警戒本部要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づく川越市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置しない場合において、新型インフルエンザ等の感染拡大による被害の防止を図るために設置する川越市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

### (設置及び廃止)

第2条 警戒本部は、対策本部を設置しない場合において、市長が特に必要と認めるときに設置するものとする。

2 警戒本部は、対策本部を設置したとき、又は新型インフルエンザ等対策がおおむね終了したと市長が認めたときに廃止するものとする。

### (所掌事務)

第3条 警戒本部は、川越市新型インフルエンザ等対策行動計画で定めるところにより、本市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

### (本部長、副本部長、本部員及び本部付)

第4条 本部長、副本部長、本部員は、次のとおりとする。

(1) 本部長 市長

(2) 副本部長 副市長、教育長及び上下水道事業管理者

(3) 本部員 秘書広報監、危機管理監、川越市行政組織条例（平成18年条例第37号）に規定する部の長、総合政策部地域創生・DX推進担当部長、会計管理者、上下水道局長、議会事務局長、教育委員会教育総務部長及び教育委員会学校教育部長、川越地区消防組合消防局長並びに保健所長

2 副本部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、その順位は、次のとおりとする。

第1順位 副市長（副市長が2人の場合には、本部の庶務を所管する部署を担当する副市長を第1順位とし、他の副市長を第2順位とする。）

第2順位 教育長（副市長が2人の場合には、第3順位とする。）

第3順位 上下水道事業管理者（副市長が2人の場合には、第4順位とする。）

- 3 警戒本部に、新型インフルエンザ等警戒本部付（以下「本部付」という。）を置き、保健医療推進課長の職にある者をもって充て、条例第4条に規定する部との連絡調整等の事務に従事する。

（本部会議）

第5条 警戒本部に、情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部付で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（部の組織、事務分掌及び体制区分）

第6条 本部長は、新型インフルエンザ等の感染予防及び感染拡大対策の事務を実施させるため、別表に掲げる部を置き、部に班を置き、体制区分に応じてそれぞれ同表に掲げる事務を分担させるものとする。

- 2 部に部長、班に班長を置き、それぞれ別表の部長及び班長名の欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 班長は、部長の命を受け、班の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 必要があると認めたときは、部に部付を置き、部長を補佐する。

（部の運営）

第7条 前条に定めるもののほか、部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるところにより、当該部長に充てられる者が定める。

（応援の要請）

第8条 部長は、部に配置された職員をもっては十分に対策活動が実施できないと認めるときは、本部長に対して応援を求めるものとする。

（情報の収集及び報告）

第9条 部長は、新型インフルエンザの感染等に関する情報を自ら又は関係機関等を通じて収集した場合には、直ちに本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第 10 条 警戒本部の庶務は、保健医療部保健医療推進課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、市長決裁の日（平成 25 年 5 月 16 日）から施行する。

2 川越市新型インフルエンザ警戒本部設置要綱（平成 21 年 4 月 30 日市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和 2 年 1 月 29 日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和 3 年 4 月 9 日）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和 4 年 5 月 26 日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。